

プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗募集要項

1. 募集の趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大は、観光需要の低下、外出自粛等により、地域の観光業、飲食業を中心に甚大な影響を与えている。小川町独自のプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行することで、地元飲食店等の支援、町内での消費拡大を促すとともに、誘客促進を図る。ついては、プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）を募集する。

プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業に関しては、プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業実施要綱に定めるところによる。

2. 事業概要

名 称	プレミアム付おがわ元気アップ商品券	
発 行 者	小川町観光協会	
発行総額	6,000万円（予定）※プレミアム分を含む	
販売価格	1冊2,000円（500円の商品券×6枚＝3,000円分）	
販売部数	20,000冊	
販売期間	令和2年9月19日から令和3年1月31日まで（予定）	
使用期間	同上	
購入制限	1人1冊	
購入対象者	町内 在住者	・事前応募制（9月上旬より募集開始予定）とし、応募者多数の場合は抽選により販売 ・なお、販売状況によっては、追加で随時販売を行う。
	町外 在住者	・事前予約不要
販売所	・観光案内所「楽市おがわ」 ・埼玉伝統工芸会館（道の駅おがわまち） 他	

3. 応募資格及び条件

小川町内に店舗を有し、新型コロナウイルス感染症対策を講じている事業者を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- (1) スーパーマーケット
- (2) ホームセンター
- (3) ドラッグストア
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の構成員であると認められる事業者又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくはその運営に協力又は関与する事業者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う事業者
- (6) 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業においてサービスを提供する事業者
- (7) 法令又は公序良俗に反する事業者
- (8) その他、本事業の目的に照らして小川町観光協会会長（以下「会長」という。）が不相当と判断するもの

4. 申込方法

プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、小川町観光協会事務局まで郵送、ファックス等により提出すること。ただし、複数の店舗がある場合、店舗毎に申込書を提出すること。なお、取扱店舗登録料は無料とする。

5. 申込期限

一次締切	令和2年8月13日まで ※商品券購入者に配布予定の「取扱店舗紹介パンフレット」に写真付きで掲載
二次締切	令和2年8月26日まで ※商品券購入者に配布予定の「取扱店舗紹介パンフレット」に住所・店舗名のみ掲載
二次締切以降	随時受付 ただし、取扱店舗紹介パンフレット等への掲載はスケジュールの都合上不可とする。

6. 申込後の流れ

- (1) 取扱店舗として承認後、プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業実施要項第10条に規定する「プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗登録証」を交付
- (2) 取扱店舗紹介パンフレット等掲載内容の校正依頼
- (3) のぼり旗、のぼり旗ポール、ポール台、ポスター、商品券見本等配布

7. 商品券取扱遵守事項

- (1) 商品券を持参した消費者に対し、券面記載額に相当する物品の販売又はサービスの提供を行う
- (2) 利用額が商品券額面に満たない場合、釣銭は出さないものとする
- (3) 偽造商品券、使用期限の過ぎた商品券は受取らないこと

8. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等を含む）
- (3) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (5) その他、会長が不相当と認めるもの

9. 取扱店舗の責務等

- (1) 取扱店舗であることがわかるよう、分かりやすい場所に小川町観光協会（以下「協会」という。）から送付された書類等を掲示すること
- (2) 商品券が使用できないもの（除外品目）がある場合は、その内容を分かりやすく表示すること
- (3) 商品券を受取る前に、問題ないか確認すること。偽造防止が無い、色合いが明らかに違う等、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに協会へ報告すること
- (4) 商品券を受取った際、再流通を防止するため、商品券の上部端を破線に沿って切取るとともに、裏面の所定の欄に取扱店舗名を記入すること

- (5) 利用者から受取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責務とする
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策に努めること
- (8) その他この要綱の規定に反すると認める行為をしないこと

10. 取扱店舗の取消しについて

取扱店舗がこの要項の内容に違反すると判断したときは、取扱店舗の資格を取消すものとする。この場合、資格取消しによって生じた損害について、発行者はその責を負わない。

11. 商品券の換金について

換金手数料	無料
換金回数	1店舗あたり、原則月1回まで
換金方法	(1)プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗登録証 (2)プレミアム付おがわ元気アップ商品券換金請求書 (3)使用済み商品券 ・上記3点を下記換金請求窓口まで持参、審査の上、予め指定された口座へ振込むこととする。 ・振込までの所要日数は最大1週間程度とする。
換金期間	令和2年9月25日から令和3年2月15日まで
換金請求窓口	小川町観光協会事務局（町役場にぎわい創出課）
受付時間	土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

12. その他

この要項は、令和2年7月29日より施行する。

